

# 指定給排水工事事業者講習会

令和7年3月12日  
豊田市上下水道局 料金課

# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

# 料金課に関する内容

- 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)**
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ●概要

### 【背景】

下水道法に基づき申請・審査・検査するなかで、指定工事店処分制度の仕組み、基準が自治体間で異なるのは、複数の自治体で指定を受けていることが多い指定工事店にとって分かりにくい。

### 【方針】

近隣自治体と統一した処分制度

### 【時期】

豊田市は令和7年4月1日から新制度施行

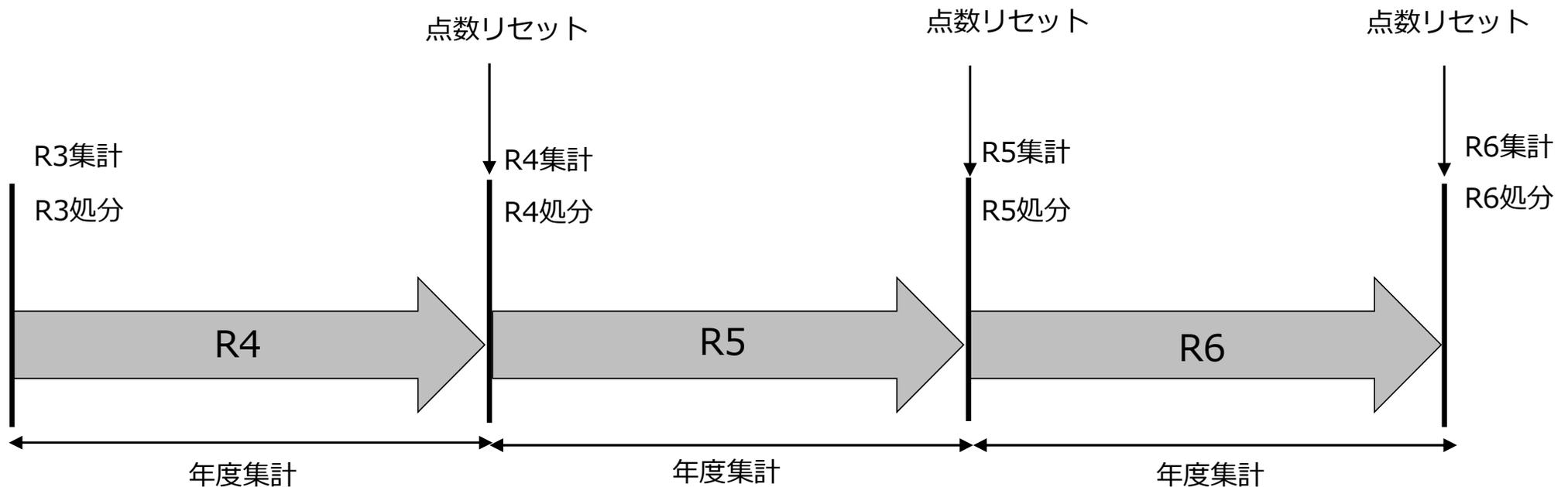
※岡崎市も令和7年4月1日施行予定

# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ●現制度について(令和6年度まで)

### 【内容】

- ・前年度に発生した違反行為を集計し、指導または指定の取消し・停止処分を実施
- ・違反点数は年度が替わると全てリセットされる



# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ●新制度について(令和7年度から)

### 【ポイント】

- ・違反事実が発覚した時点で、指定工事店に対し確認書を送付
- ・集計期間は設定せず、累積点数が規定する点数に達した時点で指導又は処分を実施
- ・違反点数が確定した日から1年経過または指定の効力が停止されたときは、当該違反行為に係る点数が消滅
- ・指定停止期間及び指定停止期間満了の翌日から1年以内に違反行為があった場合は、重い処分表を適用

# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ● 確認書の送付について

### 【内容】

- ・ 水道局と指定工事店双方で違反事実の確認
- ・ 基準日までに事実と異なる旨の申し出がない場合は違反点数確定

要綱様式第3号	
年 月 日	
確 認 書	
工事店名 _____様	豊田市事業管理者
指定番号	
貴下水道排水設備指定工事店において違反行為が発生しました。つきましては、豊田市下水道排水設備指定工事店規程に関する事務取扱要綱第4条第3項に基づき確認書を送付します。	
下記の違反行為が事実と異なる場合は、年 月 日（基準日）までに申し出てください。申し出が無い場合は、基準日をもって違反点数が加算されます。また、万一、現時点で発覚していない違反行為がある場合は基準日までに速やかに申し出てください。	
記	
該当行為	
該当場所	
確認番号	
今回の違反点数 _____点（1年間有効）	
今回加算後の累計 _____点（基準日時点）	
違反行為を繰り返した場合、指定停止等の処分となることがあります。繰り返さないようくれぐれもご注意ください。	

# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ●新処分表

項目	違反行為		点数
1	管理者の確認を受けていない（排水設備計画確認通知書が発行されていない）排水設備工事に着手したとき	指定の効力停止中に着手したとき （ただし、既に排水設備計画確認申請書が受領されている工事を除く。）	20
2		下水道使用料の遡り請求を伴うとき	8
3		下水道使用料の遡り請求を伴わないとき	4
4	工事の全部又はその主たる部分を第三者に一括して委託し、請け負わせたとき。 また、自己の名義を他人に使用させたとき		4
5	排水設備工事を責任技術者の監理の下において、設計及び施工しなかったとき		4
6	正当な理由なく、検査手直し指示書で指定された期限までに再検査を受けなかったとき		4
7	排水設備工事完了届を、工事完了後1月以内に提出しなかったとき		1
8	(1) 指定工事店の指定事項に異動（再開を含む）があったときから1月以内に変更の書類を提出しなかったとき (2) 指定事項の変更に際し、虚偽の届出をしたとき		1
9	正当な理由なく、責任技術者が完了検査に立ち会わなかったとき		1
10	上記以外で、管理者が指定工事店として不誠実な行為と認めたとき		管理者が決定

基準表1 違反行為があった場合の処分等に関する基準

処分等に関する基準	処分等の内容
違反点数の累計点数が5点に達したとき	文書による警告
違反点数の累計点数が10点に達したとき	指定の効力停止（1月）
違反点数の累計点数が15点に達したとき	指定の効力停止（3月）
違反点数の累計点数が20点に達したとき	指定の効力停止（6月）

基準表2 指定停止期間及び指定停止期間満了の翌日から1年以内に違反行為があった場合の処分等に関する基準

処分等に関する基準	処分等の内容
違反点数の累計点数が8点に達したとき	指定の効力停止（3月）
違反点数の累計点数が15点に達したとき	指定の効力停止（6月）
違反点数の累計点数が20点に達したとき	指定取消し

# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

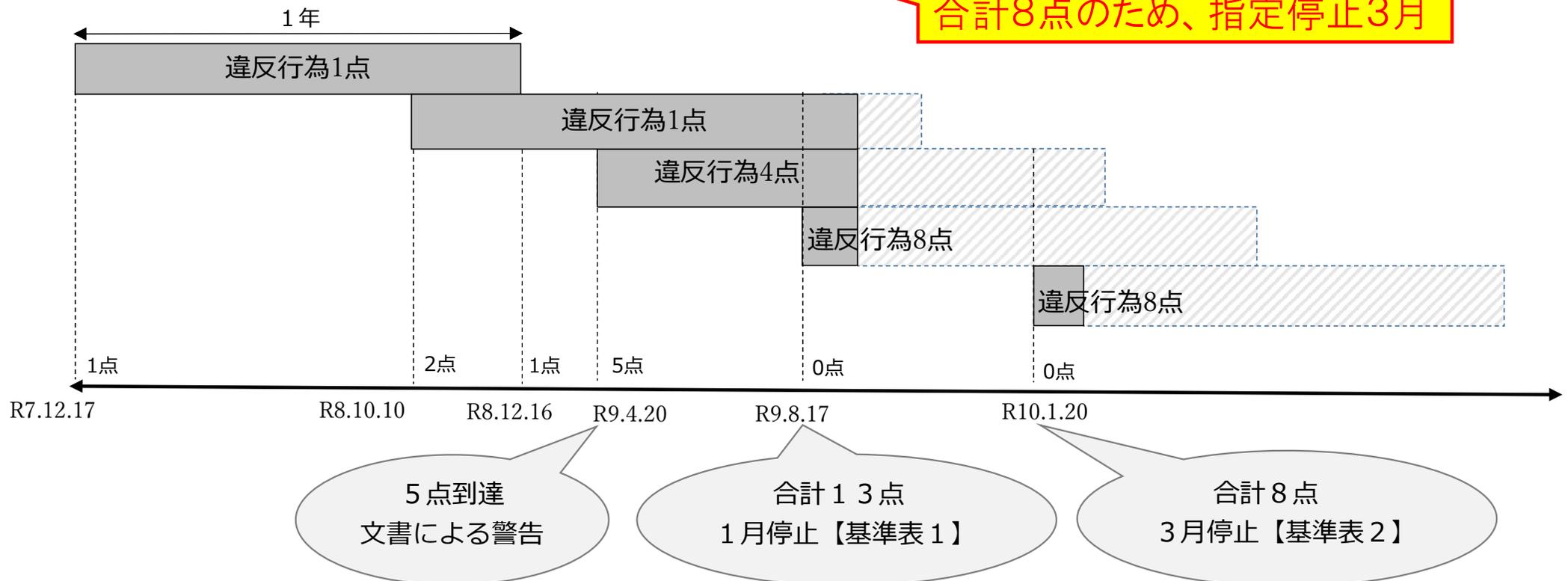
## ●指定の効力停止等処分までの流れ(例)

- ①令和7年12月17日 違反項目7で1点確定
- ②令和8年10月10日 違反項目8で1点確定
- ③令和8年12月16日 ①の1点消滅
- ④令和9年4月20日 違反項目3で4点確定
- ⑤令和9年8月17日 違反項目2で8点確定
- ⑥令和10年1月20日 違反項目2で8点確定

合計5点のため、文書警告

合計13点のため、指定停止1月指定停止開始した日から全ての点数消滅  
⇒停止期間+1年間は基準表2を適用

合計8点のため、指定停止3月



# 1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について

## ●注意事項

工事店の体制や事務を見直し、違反行為が発生しないようにしてください。

違反行為を繰り返すと指定の取消し等の処分となりますのでご注意ください。

また、令和7年4月1日以降に、令和7年3月31日までの違反行為が発覚した場合は、違反をした時点の処分制度を適用します。

なお、指定給水装置工事事業者の処分制度についても令和8年度新制度施行を目標に見直しを進めています。

# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
- 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)**
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ● 検査前の現場確認について

工事完了後、速やかに完了書類を提出してください。  
提出前に、主任(責任)技術者が責任をもって必ず現地を確認してください。

指定給水装置工事事業者規程様式第4号(第15条関係)  
給水装置工事しゅん工検査申請書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

指定事業者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

主任技術者 氏 名

次のとおり豊田市水道事業給水条例第7条第2項の規定によるしゅん工検査を受けたいので、豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第15条第2項の規定により申請します。

受付番号	水道番号
設置場所	豊田市
設置者	

備考

- 1 検査に当たっては、原則として主任技術者の立会いが必要です。
- 2 屋内給水装置工事検査報告書及び給水装置管理台帳を添付してください。

給水装置工事しゅん工検査申請書

様式第5号(第5条関係)

融 資 有 ・ 無	決 定 者	検 討 者	起案責任者
--------------	-------	-------	-------

排水設備工事完了届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所 .....  
氏 名 .....  
電 話 (.....) .....  
指定工事店 名 称 .....  
代 表 者 .....  
電 話 (.....) .....  
責任技術者 氏 名 .....  
(資格番号 第 ..... 号)

設置場所	豊田市		
設置区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 汚水	<input type="checkbox"/> 雨水
		<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改 築
便 所	<input type="checkbox"/> くみ取り便所の改造(大・小・兼用)		
	<input type="checkbox"/> 浄化槽の切り替え <input type="checkbox"/> 新設又は増設		
完了年月日	年 月 日		
確認番号		確認年月日	年 月 日

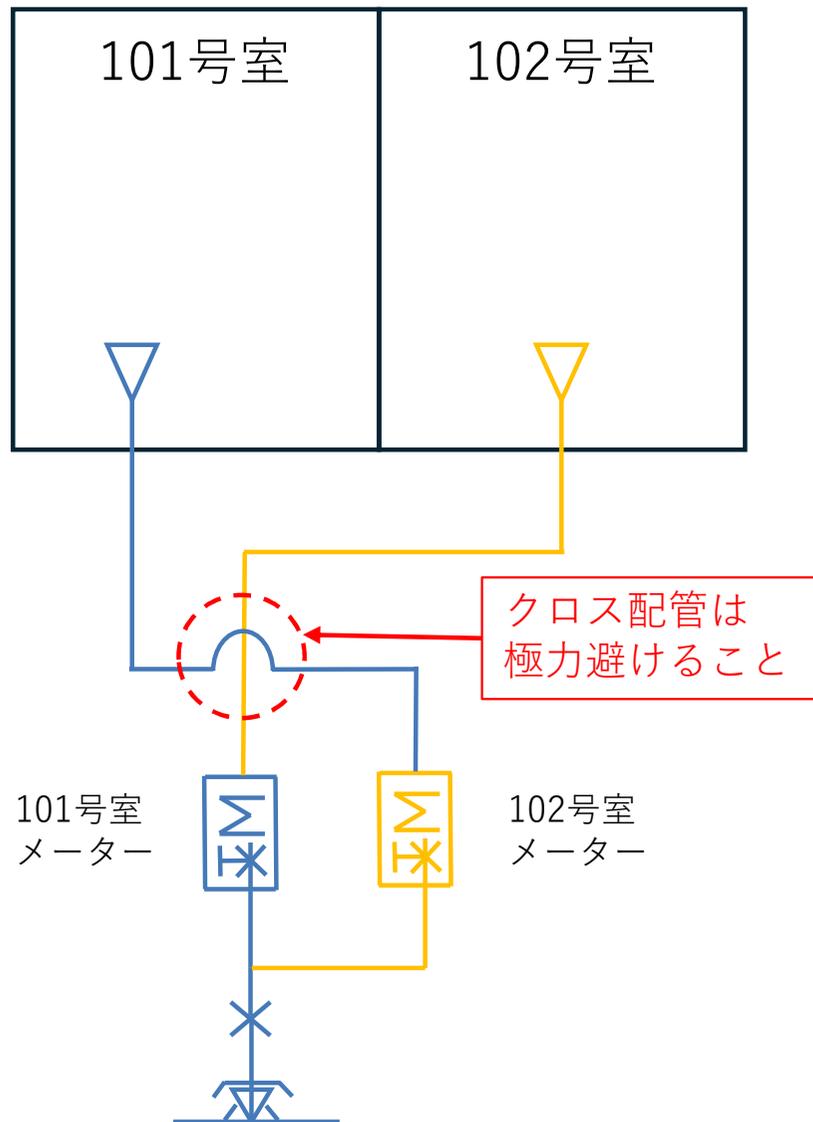
記入上の注意 太枠の中のみ記入してください。  
添付書類 1 設置場所案内図(A4サイズ) 2 平面図 3 その他(豊田市との事前協議内容)

排水設備工事完了届

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ●検査前の現場確認について

#### 事例1：集合住宅における誤配管



#### 【概要】

- ・クロス配管が原因の誤配管

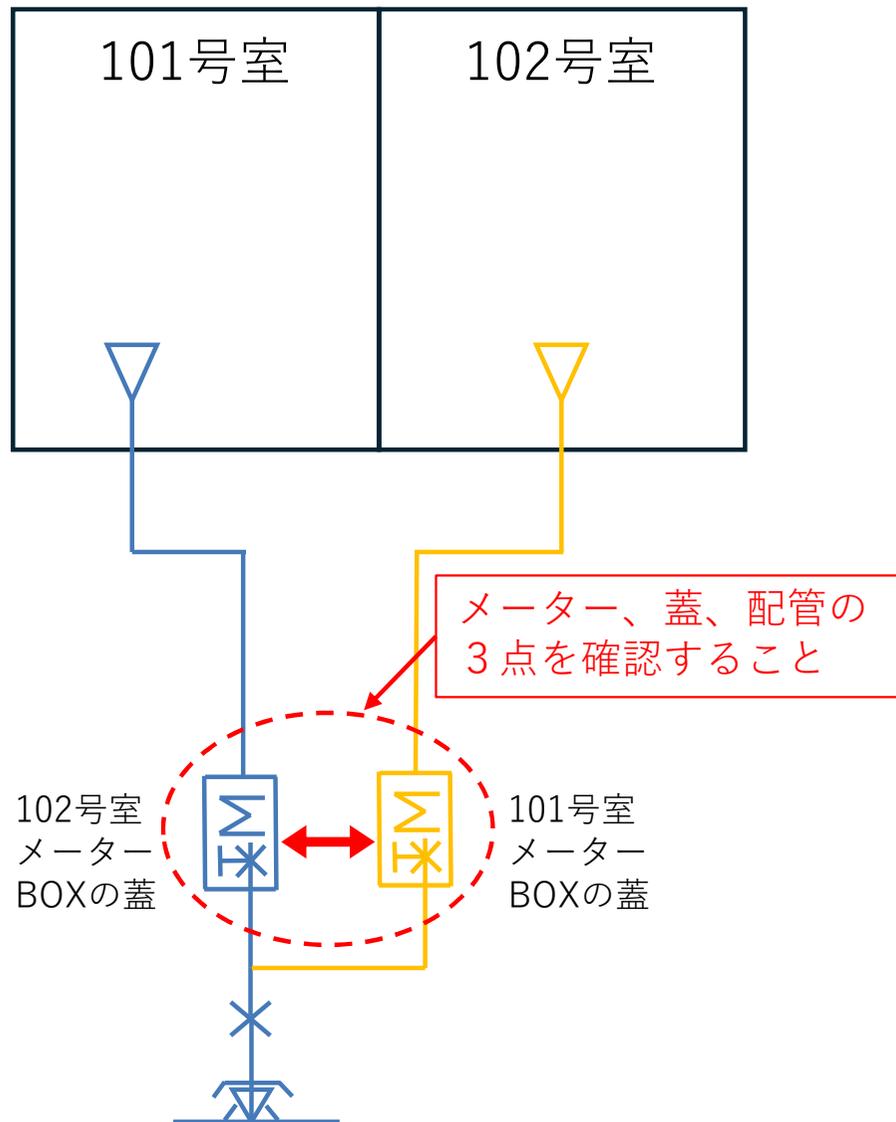
#### 【対策】

- ・紛らわしい配管をしない  
(※設計上、やむを得ない場合を除く)
- ・「給水装置工事検査報告書」に沿って  
検査を実施する。

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ● 検査前の現場確認について

#### 事例2: 集合住宅におけるメーター等の誤設置



#### 【概要】

- ・外構工事の際に蓋を外し、設置時に蓋を取り違えた。

#### 【対策】

- ・メーターやBOXの蓋は外さない
- ・「給水装置工事検査報告書」に沿って検査を実施する。



このような状況を確認した場合は、直ちに料金課給排水担当までご連絡ください。

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ●検査前の現場確認について

事例3: 外構その他工事によって、立ち入り検査が実施できない



#### 【概要】

・竣工検査の申込があるにも関わらず、外構工事中につき、立ち入り検査を断られた。

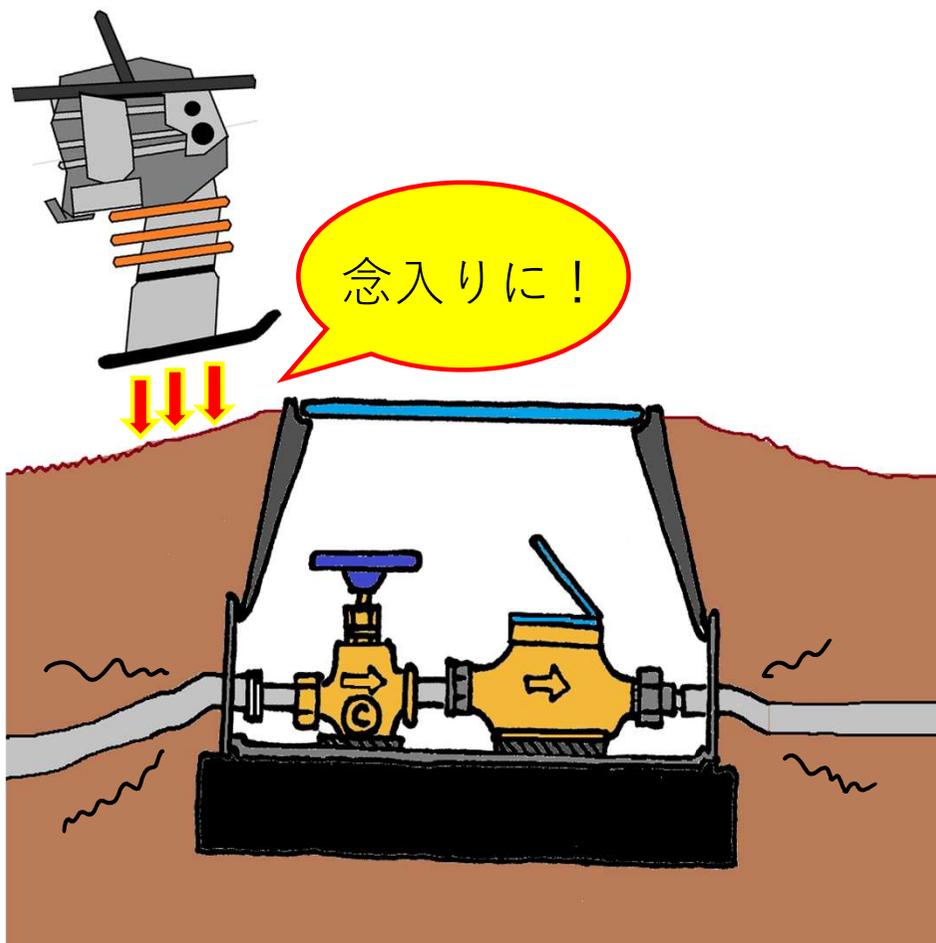
#### 【対策】

- ・検査直前に、現場を目視で確認する。
- ・現場との連携体制を見直す。

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ●検査前の現場確認について

#### 事例4:メーターまわりの転圧不足について



#### 【概要】

- ・転圧不足により、メーター前後の配管が不安定となる

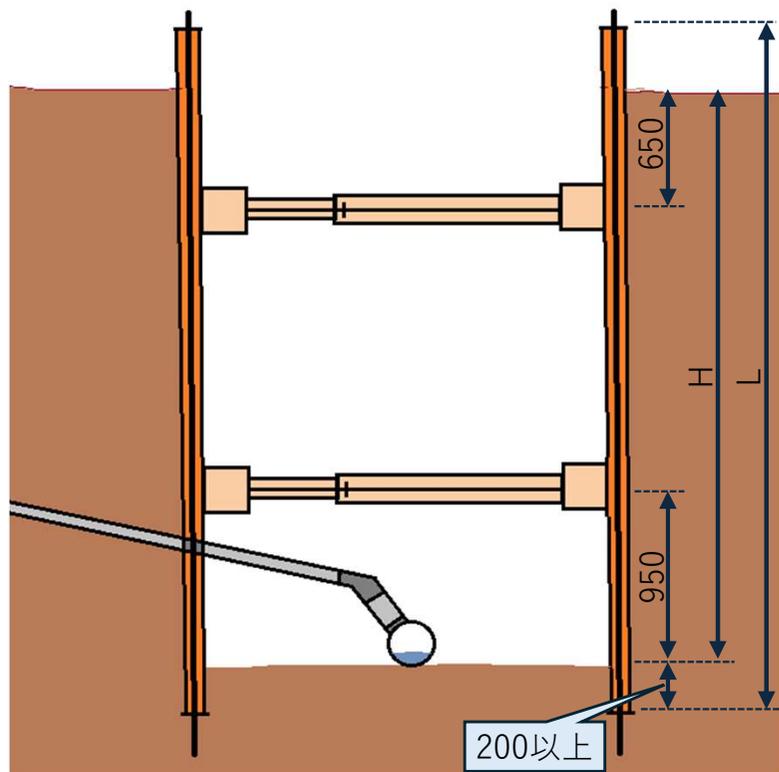
#### 【対策】

- ・十分な転圧施工をする。
- ・検査直前に、現場を目視で確認する

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ●公道工事の際の、土留工の徹底について

掘削深が1.5mを超える場合は必ず土留工を設置してください。  
また、掘削深が1.5m未満であっても掘削断面の自立が困難な場合は必要に応じて土留工を設置してください。



※図は支保工2段の場合

掘削堀 H	矢板長 L	支保工		
		段数	腹起し材(アルミ製)	切梁り材
$H \leq 1.30\text{m}$	1.500m	1	断面係数60.8 $\text{m}^3$ 以上 (スリムタイプ)	水圧サポート
$1.50\text{m} < H \leq 1.80\text{m}$	2.000m			
$1.80\text{m} < H \leq 2.00\text{m}$	2.500m			
$2.00\text{m} < H \leq 2.30\text{m}$	2.500m	2	断面係数120 $\text{m}^3$ 以上 (標準タイプ)	
$2.30\text{m} < H \leq 2.80\text{m}$	3.000m			
$2.80\text{m} < H \leq 3.30\text{m}$	3.500m			
$3.30\text{m} < H \leq 3.50\text{m}$	4.000m	3		
$3.50\text{m} < H \leq 3.80\text{m}$	4.000m			

「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説」土木工事編監修/  
国土交通省建設経済局建設業課 編集/「(財)国土開発技術研究センター」に基づいたものを使用する。  
\*「道路土工 仮設構造物工指針」の小規模土留めの設計方法に準拠する。

## 2. 給排水工事の施工に関する注意事項について

### ●本管水圧測定方法について

(注)雨天時は使用しないこと

水圧測定器の設置

消火栓を操作

- ①消火栓の蓋をあける
- ②消火栓から少し水を出し、錆を洗い落とす



- ③水がきれいになったら水圧測定器を設置し、固定されていることを確認する



- ④消火栓のバルブを開ける  
※圧がかかればよいので少しだけ開ければよい



- ⑤コックをひねり、エア抜きをする



- ⑥水圧が有ることを確認できたら測定器を消火栓にしまい蓋を閉める



# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
- 3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)**
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

# 3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について

## ●下水道使用開始届の提出について

様式第11号（第10条関係）

下水道使用		開始・再開		休止・廃止		届	
		変更					
豊田市事業管理者様		①		年 月 日			
届出者 住所		.....					
氏名		.....					
電話		..... ( ) - .....					
使用場所	豊田市						
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水（人） <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
②	開始・再開	年 月 日から					
	廃止	年 月 日まで					
	休止	年 月 日から 年 月 日まで					
	理由	建て替え・取壊し・その他（ ）					
転居先	..... ( ) - .....						
※廃止・休止の場合							
変更	年月日	年 月 日					
	前						
	後						
確認番号			工事店名				
水道情報	建物の使用用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫						
	<input type="checkbox"/> 共同住宅（住宅名）						
	<input type="checkbox"/> 店舗・事務所（屋号等）						
	<input type="checkbox"/> その他（ ）						
③	口径	メーター番号	口径	メーター番号			
	mm		mm				
	mm		mm				
	mm		mm				
散水栓	mm		下水流入	有・無			
共用栓	mm		下水流入	有・無			

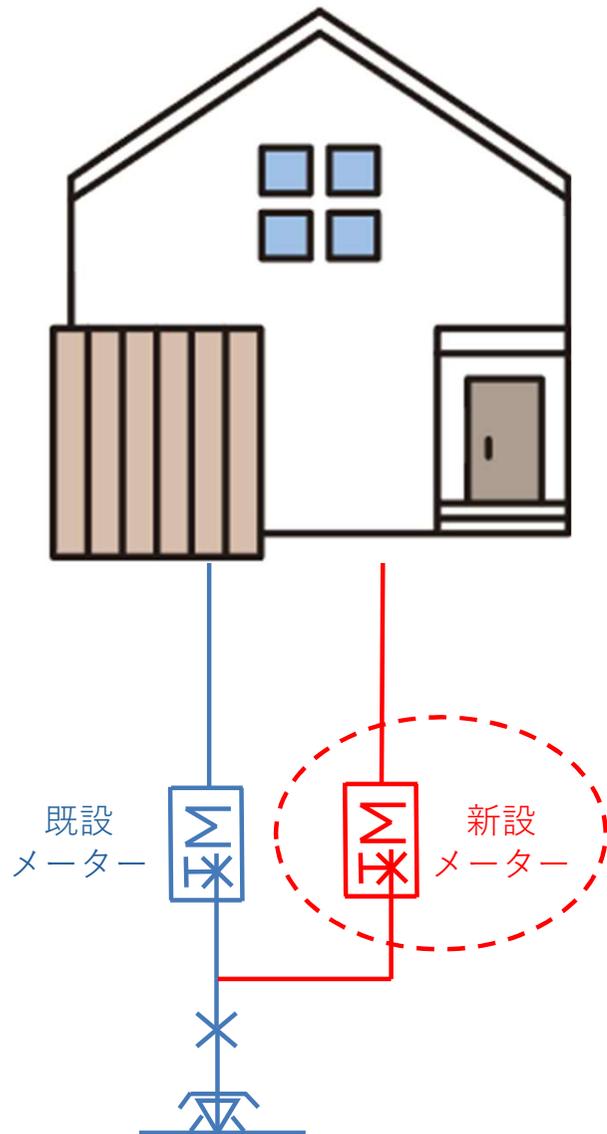
排水を下水道に流すことができるようになったら、忘れずに下水道使用開始届を提出してください。

- ①提出日を記入（※FAXの場合は送信日）
- ②下水接続日（排水を下水道に流すことができるようになった日）を記入
- ③メーター口径及び番号は必ず現地確認

### 3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について

#### ●下水道使用開始届の提出について

##### 事例1：メーターを増設したケース



#### 【概要】

- ・既設2世帯住宅に新たにメーターを新規設置。
- ・既設住宅のため排水設備工事を伴わっていなかった。

#### 【注意点】

- ・新規メーターは届出がないと、下水料金が賦課されないため特に注意が必要！
- ・下水に接続した時点(=メーターを設置した時点)で下水道開始届の提出が必要となる。
- ・給水申請のみであっても、新規メーターが下水に接続する場合は、「下水道開始届」の提出が必要。

### 3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について

#### ●下水道使用開始届の提出について

#### 事例2: 下水道休止届が提出されているケース

様式第11号(第10条関係)

下水道使用 **休止** 届  
開始・再開  
変更  
年 月 日

豊田市事業管理者 様

届出者 住所 .....

氏名 .....

電話 ( ) - .....



様式第11号(第10条関係)

下水道使用 **開始** 届  
休止・廃止  
変更  
年 月 日

豊田市事業管理者 様

届出者 住所 .....

氏名 .....

電話 ( ) - .....

#### 【概要】

- ・解体工事により一時的に下水道の使用を休止していた。

#### 【注意点】

- ・休止中のメーターは開始の届出がないと、下水の不正使用となるため注意が必要！
- ・下水に接続した時点で下水道開始届の提出となる。

※下水道使用中における改造等の申請の場合でも、必ず使用開始届を提出してください。  
この場合の使用開始日は、工事完了日になります。

# 3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について

## ●その他

(1) 給排水工事の設計にあたっては、事前に申請者(施主)とよく協議した上で申請してください。

また、必ず工事着手前に申請書を提出し、承認(確認)後に工事を施工してください。

※急ぎの工事であっても例外はありません。

(2) 「給水装置工事の施行基準」、「下水道排水設備要覧」、「排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト」や関係法令等をご確認いただき、適切な申請をしてください。

(3) 給排水申請の標準的な審査期間は2～3週間程度です。

提出書類に不備がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもった申請を心がけてください。

(4) 様式は常に最新のものを使用してください。

現在運用している様式は、料金課ホームページ内の「よく使う様式」に掲載されています。

(豊田市ホームページ→事業者向け情報→手続き・届出→上下水道→よく使う様式)

# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
- 4. 市民対応の向上について(p.22~27)**
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

## 4. 市民対応の向上について

### ●市民等への誠実な対応についてのお願い

市内にて修繕や工事に伴うトラブルが見受けられます！

豊田市の指定事業者だから  
安心して依頼したのに…

市民からの指摘事項(抜粋)

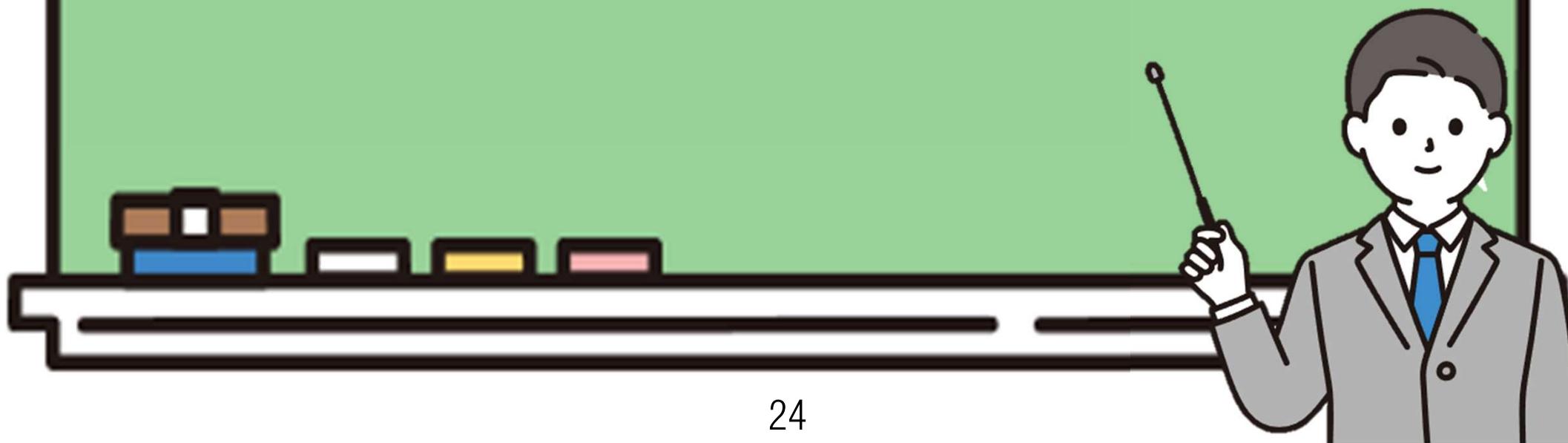
- ・威圧的な態度をとられた
- ・家の前に長時間駐車された
- ・何度電話をかけても繋がらない
- ・見積りがないまま施工し、後ほど高額請求をされた
- ・工事後、土砂等が道路に散乱したまま放置された
- ・舗装本復旧工事が長期間未施工
- ・不十分な漏水修繕により修繕箇所から漏水が再発した

## 4. 市民対応の向上について

### ●指定事業者における取組み

#### 【態度、モラルに関すること】

- ・社内研修等で挨拶や言葉遣いなど接遇の再確認
- ・私有地内への無断侵入や路上駐車などコンプライアンスの徹底
- ・見積り内容について十分に説明を行い同意を得たうえで工事着手

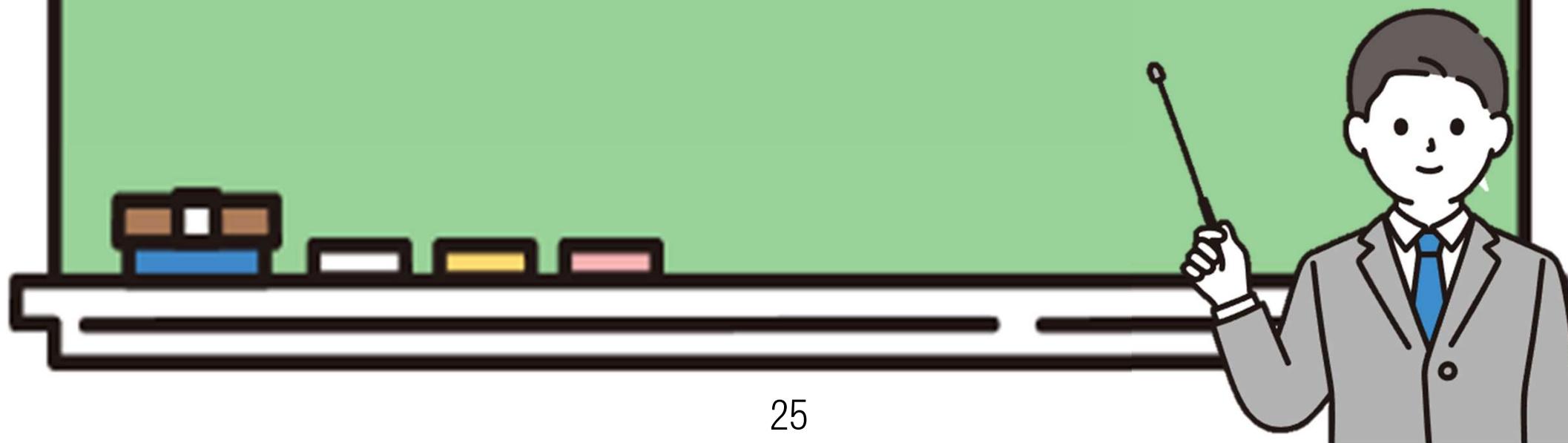


## 4. 市民対応の向上について

### ●指定事業者における取組み

#### 【工事・施工に関すること】

- ・近隣住民への周知徹底、予告看板の設置
- ・舗装本復旧工事は、仮復旧工事後1月経過後速やかに施工
- ・修繕箇所について、両者立会いのもと確認



## 4. 市民対応の向上について

### ●道路工事に伴う近隣住民への予告について

#### 【事前周知の徹底について】

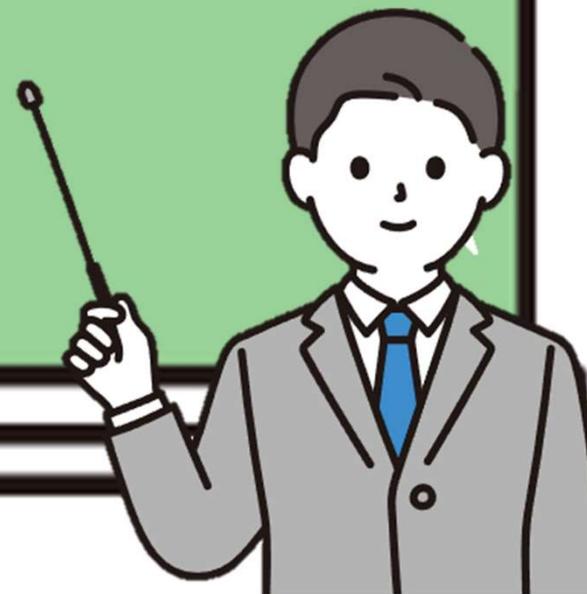
- ・工事予告看板を工事前に設置
- ・道路規制(通行止め等)を行う場合は予め近隣住民に周知(チラシの配布等)

#### 【個人情報の取扱いについて】

- ・個人情報の取扱いに注意(迂回路等の表示に住宅地図を使用する場合、利用規約をよく読み適切に利用すること)

※ゼンリンは使用申請許可が必要

※豊田市iマップは上記使用に限り申請不要



## 4. 市民対応の向上について

### ●市民等への誠実な対応についてのお願い

違反行為が確認されたら…

指定事業者→「指定の停止・取消し」

主任技術者→「免状の返納命令\*」となる場合があります。

違反行為は絶対に行わないようにお願いいたします。

\*主任技術者への処分については、免状管理者(国土交通省)が判断することとなります。

# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
- 5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)**
6. その他、連絡事項 (p.31~35)

## 5. 指定の更新及び変更の届出について

- 指定事項等に変更がある場合、**届出**が必要です。

### ★届出が必要な事項一覧★

- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 代表者の氏名
- ・ 法人にあつては、役員の氏名（給水のみ）
- ・ 主任技術者又は責任技術者
- ・ 電話若しくはファクシミリの番号又はメールアドレス

給水と排水の両指定を受けている場合は、それぞれの届出が必要です。

## 5. 指定の更新及び変更の届出について

●指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要です。

有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。

更新対象：令和8年3月31日までに有効期限が切れる事業者

更新手数料：1万円

更新に係る通知文は有効期限の4～5か月前に郵送する予定です。

必要書類：通知文やホームページにてご案内します。

(豊田市ホームページ→事業者向け情報→手続き・届出→上下水道→  
「指定給水装置工事事業者の更新制度について」を参照)

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

# 料金課に関する内容

1. 排水設備指定工事店処分制度の改正について(p.1~8)
2. 給排水工事の施工に関する注意事項について(p.9~16)
3. 給排水申請に係る書類に関する注意事項について(p.17~21)
4. 市民対応の向上について(p.22~27)
5. 指定の更新及び変更の届出について (p.28~30)
- 6. その他、連絡事項 (p.31~35)**

## 6. その他、連絡事項

### ●各種様式の押印廃止について

令和3年1月1日より、各種様式の押印を一部廃止しました。

①押印廃止とした様式は原則として、申請書に属するものです。

※料金課担当ページに押印廃止様式一覧を掲載しておりますので、最新の様式をご確認のうえ、ご使用ください。

②承諾書に属するものは今後も押印が必要です。

例：水圧水量不足承諾書、公共ます等設置(増設)申請書 など

③押印廃止とした申請書に押印がされていても、正式書類として受理いたしますので、修正いただく必要はありません。

※ 押印廃止とした申請書の記載内容についても、これまでと同様、責任をもって確認・記載してください。

## 6. その他、連絡事項

### ●窓口対応時間についてのお願い

令和2年4月1日より料金課の窓口対応時間を下記のとおり変更しています。

#### 料金課窓口対応時間

・水曜日 **原則対応できません** (平成30年9月より実施)

・水曜日以外 8:30 ~ 12:00  
13:00 ~ 15:00 の間

一般のお客様対応のため窓口閉鎖は行いませんが、上記の時間内に相談等をしていただくようご協力をお願いします。  
ただし、至急で相談等の必要がある場合は、対応時間外でもご相談ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 6. その他、連絡事項

### ●ファイリングシステムの更新について

#### 令和7年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和7年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。新しいIDとパスワードを取得するには、ファイリングシステムの利用誓約書を提出していただく必要があります。

- ※ 利用誓約書は、給水・排水それぞれ別に提出していただく必要があります。  
様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



#### 利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内設備図は、個人情報になります。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾及び料金課の確認なしの持ち出し並びにスマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。給水装置管理台帳及び排水設備台帳を持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を必ず提出してください。

ファイリングシステムでは、いつ、だれが何を利用しているか記録しています。問題発生時の責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

## 6. その他、連絡事項

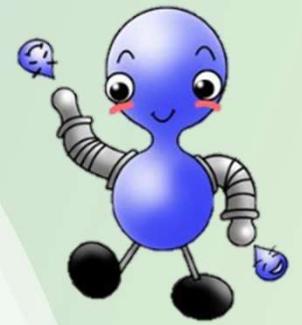
### ●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書\*の提出期限は、  
令和7年 4月3日(木)午前中です。  
期限厳守をお願いします。

\* 給水 … 材料支給確認書(物品用の請求書で提出)

排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等  
(委託・工事用の請求書で提出)

適格請求書発行事業者は、消費税インボイス制度に対応した請求書で提出してください。(FAXやメールでも対応しています)



ご不明な点がございましたら、個別に対応いたします。  
料金課 窓口にてお尋ねください。

本日の説明資料は、令和7年3月下旬に  
料金課ホームページ上に掲載します。

令和7年3月12日  
豊田市上下水道局 料金課

